

輪島市監査公表第18号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年12月6日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年11月14日（水） 輪島市立輪島中学校

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

平成30年度（平成30年4月から9月まで）における学校管理に係る財務の執行状況及び学校施設、備品等の管理状況について学校長から説明を聴取し、質疑応答を行うとともに関係書類等を輪島中学校において実地監査した。

5 監査の結果等

学校管理に係る財務の執行状況及び所管の業務については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象の学校に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○理科実験用薬品については、ほぼ適正に管理されていると認められた。今後も、更なる安全性を考慮しながら使用簿等の記録の徹底に努め、事故等が起きないように厳重に管理されたい。

○教職員にコンピューターの管理やネットワーク環境のサポート、アプリケーションの構築・維持・管理等を支援する「ICT支援員」の配置要望があることを伺った。昨今の情勢から、ICTを活用した情報教育の重要性は言うまでもない課題であり、その充実には市の将来を見据えた財政的支援が欠かせないと思われる。輪島中学校だけの課題ではないと思うので市教育委員会にも提言したい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。